

個人情報保護に関する要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「個人情報」とは、個人に関する情報（特定の個人を識別できるものをいう。）で、センターが管理する文書、図画、写真及びフィルム等に記録されたものをいう。

(センターの責務)

第3条 センターは、この要綱の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 センターの職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2章 個人情報の収集、利用及び閲覧

(収集の制限)

第4条 センターは個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 センターは、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

3 センターは、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

法令等に定めがあるとき。

- (2) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。
 - (5) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
 - (6) センターの理事会（以下「理事会」という。）の議決を経て、本人から収集することにより、当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。
- 4 センターは、本人以外の者から個人情報収集するときは、その事実を本人に通知するよう努めるものとする。

（利用及び提供の制限）

第5条 センターは、収集した個人情報について業務の目的の範囲を超えて当該個人情報を利用し又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に特別の定めがあるとき。
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提出するとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、理事会の議決を経て、特に必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で本人の権利、利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 センターは、前項第2号又は第3号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知するよう努めるものとする。

第3章 個人情報の管理

（適正管理）

第6条 センターは、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、個人情報を性格かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 センターは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 センターは、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第7条 センターは、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

第8条 センターから個人情報を取り扱う事務を受託した者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第4章 個人情報の利用及び提供

(個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 センターは、個人情報を取り扱う事務の目的を超えた個人情報のセンター内における利用及びセンター以外のものへの提供（以下「目的外利用・提供」という。）をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・提供をすることができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) センター内で利用する場合又は行政機関に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。

3 センターは、目的外利用・提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(個人情報の外部提供の限度)

第10条 センターは、個人情報のセンター以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をする場合は、外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

2 センターは、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供をしてはならない。

第5章 個人情報の開示及び訂正の申出

(個人情報の開示の申出ができる者)

第11条 何人も、センターに対し、自己の個人情報（専らセンターの職員又は職員であった者に係る事務に係るものを除く。以下同じ）で次に掲げるものの開示の申出をすることができる。

(1) センターが管理する文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ（ビデオテープ及び録音テープに限る。）であつて、センターにおける事案決定手続き等が終了したものに記録されている個人情報

(2) 電子計算機による処理を行なうため磁気テープ、磁気ディスク等に記録されている個人情報で、現に事務の用に供しているもの

2 未成年者又は禁治産者の法定代理人は、本人に代わつて開示の申出をすることができる。

(個人情報の開示の申出方法)

第12条 前条の規定に基づき開示の申出をしようとする者は、センターに対して、次に掲げる事項を記載した個人情報開示申込書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

(1) 開示の申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示の申出をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、センターが定める事項

2 開示の申出をしようとする者は、センターに対して、自己が当該開示の申出に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証又は、センターが認める書類）を提出し、

又は提示しなければならない。法定代理人の場合は、申出者であることを証明する書類に加え、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

(個人情報の開示の申出に対する決定)

第13条 センターは、前条第1項に規定する開示申込書を受け付けた場合においては、受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、開示申込書を提出した者（以下「開示申出者」という。）に対して、開示の申出に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定をするものとする。

2 センターは、前項の決定をしたときは、開示申出者に対し、遅滞なく個人情報開示回答書（別記第2号様式）により回答するものとする。

3 センターは、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に決定することができないときは、開示申込書を受けた日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長できる。この場合において、センターは、速やかに延長の理由を決定期間延長通知書（別記第3号様式）により開示申出者に通知しなければならない。

4 センターは、第1項の規定による開示しない旨の決定（第16条の規定に基づき、開示の申出に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。以下「非開示決定」という。）をする場合は、第2項の規定による個人情報開示回答書にその理由を付記しなければならない。

5 センターは、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報にセンター以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。

(個人情報の開示の方法)

第14条 個人情報の開示は、センターが前条第2項の規定による回答書により指定する日時及び場所にて行なう。この場合において、開示申出者は、センターに対し、自己が当該開示の申出に係る個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類（第12第条2項で規定する書類）を提出し、又は提示しなければならない。

2 個人情報の開示は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める方法により行なう。

(1) 第11条第1項第1号に掲げる個人情報は、個人情報が記録された物の当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又は写し（文書、図画又

は写真の写しに限る。)の交付

- (2) 第11条第1項第2号に掲げる個人情報は、個人情報が記録された磁気テープ、磁気ディスク等から印字装置を用いて出力した物の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

3 センターは、開示の申出に係る個人情報が記録された物を直接開示することにより、当該個人情報が記録された物の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該個人情報が記録された物の写しにより開示することができる。

(開示しないことができる個人情報)

第15条 センターは、開示の申出に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。
- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 調査、争訟等に関する情報であつて、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (5) 行政機関との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報であつて、開示することによりこれらのものとの協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるとき。

(個人情報の一部開示)

第16条 センターは、開示の申出に係る個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる個人情報とそれ以外の個人情報がある場合において、開示の申出の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、開示しないことができる個人情報を除いて、開示するものとする。

(個人情報の訂正の申出ができる者)

第17条 何人も、第13条第1項の規定による開示の回答を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、センターに対し、その訂正の申出をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、訂正の申出について準用する。

(個人情報の訂正の申出の方法)

第18条 前条の規定に基づき訂正の申出をしようとする者は、センターに対

して、次に掲げる事項を記載した個人情報訂正申込書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

- (1) 訂正の申出をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 訂正の申出をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 訂正を求める内容
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、センターが定める事項
- 2 訂正の申出をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第12条第2項の規定は、訂正の申出について準用する。

（個人情報の訂正の申出に対する決定）

第19条 センターは、前条第1項に規定する訂正申出書を受け付けた場合においては、必要な調査を行い、受け付けた日の翌日から起算して30日以内に、訂正申し出所を提出した者（以下「訂正申出者」という。）に対して、訂正の申出に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をするものとする。

- 2 センターは、前項の規定による訂正する旨の決定をしたときは、当該訂正の申し出に係る個人情報を訂正した上、訂正申出者に対し、遅滞なく個人情報訂正決定回答書（別記第5号様式）により回答するものとする。
- 3 センターは、第1項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正申出者に対し、遅滞なく前項の規定による回答書により回答しなければならない。
- 4 センターは、第1項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、第3項の規定による回答書にその理由を付記しなければならない。
- 5 第13条第3項及び第5項の規定は、訂正の申出に対する決定について準用する。決定結果については開示申出者に遅滞なく決定期間延長通知書（個人情報訂正申出）（別記第6号様式）により通知するものとする。

（手数料）

第20条 第14条の規定により個人情報の開示を写しの交付により行なうときは、別表に定めるところにより開示手数料を徴収する。

- 2 既納の開示手数料は、還付しない。ただし、センターは、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 3 センターは、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができる。

第6章 雑 則

(苦情の処理)

第21条 センターは、個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(個人情報保護会議)

第22条 個人情報保護制度のあり方及び制度運営上の重要事項を検討する機関として、個人情報保護会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

(他の制度との調整等)

第23条 この要綱は、図書館等において閲覧に供され、又は貸し出される図書、刊行物等（以下「図書等」という。）に記録されている個人に関する情報と同一の個人情報（同一図書館等に記録されている状態又はこれと同様の状態にあるものに限る。）については、適用しない。

(委 任)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。